

# 令和8年度GX青森関連産業調査・誘致活動サポート業務仕様書

## 1 背景・趣旨

### (1) 背景

本県は、日本トップクラスの風力発電立地地域であるほか、メガソーラーや県産材由来の木質バイオマス発電施設等の立地が進んでいる。

このような中、県では、本県の高いポテンシャルと市町村等の意欲的な取組が融合した新たな仕事づくりのためのプロジェクト「GX青森」の実現に向けて、半導体関連産業やデータセンター、風力発電関連産業等のGX関連産業の集積に取り組んでいる。

### (2) 趣旨

GX関連産業の市場概況や規模、動向等を調査・分析した上で、各分野ごとに選定する「GX青森企業誘致アドバイザー」の専門的知見やノウハウを活用し、本県の誘致ターゲットを設定し、戦略的・効果的な企業誘致活動を実施する。

## 2 委託業務名

令和8年度GX青森関連産業調査・誘致活動サポート業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) GX関連産業の概況調査の実施及び各分野有望企業リストの作成

#### ア GX関連産業の概況調査

国が2021年6月に策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における成長が期待される産業（14分野）のうち、本県が優先的に取り組むべき分野として、①～③半導体関連産業（①前工程・②後工程・③関連装置の各分野）（※1）、④データセンター業、⑤風力発電関連産業、⑥水素関連産業、⑦その他（核融合、次世代電力マネジメント（スマートエネルギー分野等）、資源循環関連産業（使用済み太陽光パネルリサイクル分野等）などの成長分野から1分野を選択すること）（※2）の計7分野を調査・報告する。

調査項目：市場概況、市場規模、市場動向、トレンド、主要プレイヤーや市場シェア等

※1 半導体関連産業3分野については、上記項目のほか、本県の地理的特性・産業特性の親和性や優位性も調査項目に含めることとする。

※2 市場形成前の分野については、直近の開発動向・現状等の調査・報告とすることを認める。

#### イ 各分野有望企業リストの作成

概況調査を踏まえ、上記(1)アの選定分野ごとに有望企業50～100社程度（全

分野合計で500社程度)をリスト化する。なお、有望企業リストは一覧及び個票により構成し、個票における企業個別情報の項目例は以下のとおりとする。

＜個票に掲載する企業個別情報の項目例＞

基本情報（分類・カテゴリー、名称、本社所在地、連絡先、設立年月、代表者名、資本金、事業内容、主な生産・開発拠点、売上高、純利益等）、設備投資の状況、評価結果等

(2) GX青森企業誘致アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の選定及びヒアリングの実施

ア アドバイザーの選定

アドバイザーの選定に当たっては、各業界のトップランナー企業や業界団体、専門紙・業界紙等、当該業界・分野に精通する者から選定することとし、選定対象は個人・法人（人格のない社団等を含む。）の別を問わない。なお、アドバイザーの選定にあっては、専門的な知見等のほか、本県との関連性があればそのことも考慮すること。

なお、上記(1)アの選定分野ごとに1者以上選定すること。

イ アドバイザーに対するヒアリングの実施

上記(2)アで選定したアドバイザーに対し、誘致が実現することにより本県のGX関連産業の振興が特に期待できる企業についてヒアリングを行い、その結果を取りまとめる。

(1)と当該ヒアリングの結果を踏まえ、本県の誘致候補企業を選定分野ごとに10社程度（全分野合計で70社程度）を選定する。

ウ 参考情報

① アドバイザーの役割

設備投資計画を有するGX関連企業の新規開拓及び継続的な関係構築が課題であることから、各分野に精通する人材が専門的な知見やノウハウに基づき、本県の誘致候補企業の選定に当たって助言・支援等を行う。

② アドバイザーに対する謝金及び旅費等の支給

アドバイザーに対する謝金及び旅費等を支給する場合は、本業務の委託料の範囲内で受託者の負担により行うこととする。

(3) ターゲット企業リストの選定及び訪問予約

ア アポイントメントの獲得

選定した誘致候補企業の設備投資計画を管轄する部門等に対して、本県が訪問・提案活動を実施することを前提に接触し、全分野合計で20社程度に対してアポイントメントを取り、本県が訪問活動を行う環境を整える。

イ 訪問活動への同行

上記アのアポイントメントが得られたターゲット企業に対する県の提案活動のアテンドを行う。

(4) 業務実績報告書の作成及び提出

本業務の実施経過や実績を報告書にまとめ、提出する。

※「4 委託業務の内容」の実施に必要な経費は、いずれも委託料の範囲内で受託者が対

応すること。

※「4 委託業務の内容」の実施スケジュール（作業工程）を作成すること。

## 5 成果品および納入場所等

### (1) 成果品

ア GX関連産業の概況調査報告書（上記4(1)アに対応）

① 半導体関連産業以外・・・20ページ程度

② 半導体関連産業・・・25ページ程度

イ 各分野有望企業リスト（上記4(1)イに対応） 全分野合計で500社程度

ウ アドバイザー7名へのヒアリング記録（上記4(2)イに対応）

エ 誘致候補企業リスト（上記4(2)イに対応） 全分野合計で70社程度

オ ターゲット企業リスト 全分野合計で20社程度

カ 業務実績報告書 概要版：本業務の実績及び履行状況が確認できる資料

※ア～カの電子データを収録した電磁的記録媒体の提出も行うこと。

### (2) 提出期限

令和9年2月26日（金）

### (3) 納入場所

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県経済産業部企業立地・創出課

E-Mail：ritchi@pref.aomori.lg.jp

## 6 著作権等の帰属

- (1) 成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。ただし、契約締結日現在、受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受託者から県に譲渡され、県に帰属する。受託者は、県が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書類の作成に協力しなければならない。
- (2) 契約締結日現在、受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が成果品に含まれている場合であっても、県は、成果品の利用のため、契約期間中及び契約終了後において、成果品全体を県の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受託者から県に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (3) 受託者は、成果品に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受託者は、当該著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (4) 受託者は、知的財産権の帰属等に関する本仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、最委託先がある場合には再委託先にも整備されるよう努力するものとする。

## 7 その他

- (1) 本業務の執行に当たっては、委託者と十分な調整を図った上で実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議した上で決定する。
- (3) 本業務の執行により知りえた個人情報については、漏えい等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、委託者へ提出すること、
- (5) 本業務の実施に要した経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本業務の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。